

第93回定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）
場所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 別館2階
「ローズルーム」

株式会社 **イチケン**

（証券コード 1847）

○目 次

第93回定時株主総会招集ご通知 …………… 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 …………… 5

第2号議案 取締役7名選任の件 …………… 6

添付書類

事業報告 …………… 13

計算書類 …………… 33

監査報告書 …………… 36

株主総会会場ご案内図

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **イチケン**

代表取締役社長 長谷川 博之

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面の郵送による議決権行使の場合】

3頁の「郵送による議決権行使」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

4頁の「インターネットによる議決権行使」をご参照のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 別館2階 「ローズルーム」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第93期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

4. 議決権行使に関する決定事項

- (1) 議決権行使書用紙の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、行使期限内に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、行使期限内に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ichiken.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知に記載されている計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれの監査報告書の作成に際して監査した計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合には、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ichiken.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会への出席による議決権行使

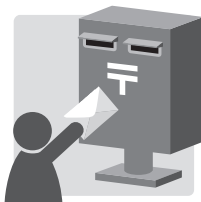


同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

日 時 2019年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 別館2階 「ローズルーム」

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。ご捺印は不要です。

行使期限 2019年6月25日（火曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書
株式会社イチケン 御中

株主総会日 2019年6月26日 議決権の数 〇〇 個

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。
2019年6月 日

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

【ご記入の要領】

第1号議案
賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印

第2号議案
全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
全員反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印
一部の候補者の賛否を個別に表示される場合 ⇒ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

議案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号	賛	否
第2号	賛	否

（印し）を抹く

基準日現在のご所有株式数 〇〇〇〇 株

議決権の数 〇 個
（※議決権の数は1単位ごとに1個となります、）

お 願 い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- 当日ご出席できない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使ください。
①議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、ご返送いただく方法
②インターネット上でログイン用QRコードを撮るか、ワンタイムID（https://vote.1c.kyocera.co.jp/）に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法
- 第2号議案において、候補者一部の者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

←ログイン用QRコード

ワンタイムID
〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
私パスワード
株主総会参加
〇〇〇〇〇〇

株式会社イチケン

インターネットによる議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

インターネットによる議決権行使



パソコン、携帯電話またはスマートフォンから以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご確認のうえ、「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月25日（火曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



1. インターネットによる議決権行使に関するご注意

- (1) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」から「本パスワード」への変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

2. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権の行使に関し、ご不明な点がございましたら次のヘルプデスクにお問い合わせください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長・拡大及び財務基盤の安定化による企業価値の向上と、株主様への直接的な利益還元である配当の安定的な実施に重点を置き、利益の配分に関しては、今後の成長・拡大に備えた内部留保の充実を考慮して決定することを株主還元の基本方針としております。

当期の期末剰余金の配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき80円
総額579,582,560円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役7名全員が任期満了となりますので、あらためて、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号		氏名	生年月日	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (出席率)
1	再任	はせがわ ひろゆき 長谷川 博之	1960年2月4日	代表取締役社長 社長執行役員	14回／14回 (100%)
2	再任	にし で ひでお 西 出 英 雄	1954年1月21日	取締役 常務執行役員 管理本部長	14回／14回 (100%)
3	新任	さ さ ひで あき 佐 々 英 昭	1954年4月2日	常務執行役員 技術本部長代行	—
4	新任	ゆ の くち とも はる 湯ノ口 智 治	1957年12月16日	常務執行役員 事業本部長代行	—
5	再任 社外	ふじ た すすむ 藤 田 進	1956年12月23日	取締役	13回／14回 (92%)
6	再任 社外 独立	たけ うち ひで あき 武 内 秀 明	1959年5月11日	取締役	14回／14回 (100%)
7	再任 社外 独立	いちじ しゅん じ 伊知地 俊 人	1963年7月29日	取締役	14回／14回 (100%)

1 ^は ^せ ^が ^わ ^{ひろ} ^{ゆき}
長谷川 博 之 (1960年2月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1982年 4月 当社入社
5,300株	2001年 6月 当社取締役関西支店長代行
	2002年 6月 当社取締役関西統括兼神戸本店長
取締役会出席状況(出席率)	2005年 4月 当社常務取締役関西統括兼神戸本店長
14回/14回	2007年 4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼関東統括
(100%)	2011年 4月 当社取締役常務執行役員東京支店長
	2014年 6月 当社取締役専務執行役員営業推進本部長
	2015年 6月 当社代表取締役社長社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

当社において長年にわたり取締役として各支店を統括する責任者等を歴任し、2015年6月から代表取締役社長を務めており、当社の業務全般に関する幅広い知識・経験のほか、事業経営に関する高い知見と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

2 ^{にし} ^で ^{ひで} ^お
西 出 英 雄 (1954年1月21日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1977年 4月 株式会社ダイエー入社
1,900株	2004年 6月 同社財務本部副本部長
	2005年 4月 株式会社日本流通リース代表取締役社長
取締役会出席状況(出席率)	2007年 4月 当社入社管理本部副本部長
14回/14回	2008年 4月 当社執行役員管理本部副本部長
(100%)	2011年 5月 当社執行役員管理本部長
	2015年 6月 当社取締役執行役員管理本部長
	2017年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり財務・経理業務に携わり、当社入社後も管理部門長を歴任し、2015年6月から取締役管理本部長を務めており、財務・経理に関する豊富な知識・経験及び実績のほか、管理部門全般に関する高い知見を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

3 さ 佐 さ 々 ひで あき 英 昭 (1954年4月2日生)

新任

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数
1,500株

1993年10月 当社入社
2002年6月 当社札幌支店建設部長
2008年4月 当社東京支店建設部長
2013年4月 当社東京支店副支店長
2013年6月 当社執行役員東京支店副支店長
2015年6月 当社執行役員東京支店長
2016年6月 当社常務執行役員東京支店長
2019年4月 当社常務執行役員技術本部長代行（現任）

取締役候補者とした理由

当社において長年にわたり支店業務に携わり、2015年6月から東京支店長を務めており、支店業務全般に関する豊富な知識・経験及び実績のほか、特に施工部門における実務経験に裏打ちされた施工技術に関する高い知見を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

4 ゆ の くち とも はる 湯ノ口 智 治 (1957年12月16日生)

新任

所有する当社の株式の数
800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年7月 当社入社
2006年1月 当社福岡支店長
2008年4月 当社執行役員福岡支店長
2013年6月 当社常務執行役員福岡支店長
2016年4月 当社常務執行役員関西支店長
2019年4月 当社常務執行役員事業本部長代行（現任）

取締役候補者とした理由

当社において2006年1月から福岡支店長等を歴任し、支店業務全般に関する豊富な知識・経験のほか、営業戦略及び施工技術の両面に関する高い知見を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

5 藤 田 進 (1956年12月23日生)

再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

0株

2002年 7月 株式会社マルハン社長室次長
2005年 10月 同社経営企画部長
2006年 10月 同社執行役員経営企画部長
2015年 6月 同社取締役執行役員経営企画部長
2015年 6月 当社社外取締役（現任）
2015年 7月 株式会社マルハン取締役執行役員経営企画本部長
2018年 6月 同社取締役上席執行役員経営企画本部長（現任）

取締役会出席状況(出席率)

13回／14回
(92%)

(重要な兼職の状況)

在任年数

4年

株式会社マルハン取締役上席執行役員経営企画本部長

社外取締役候補者とした理由

他社における会社経営の経験のほか、経営戦略の立案・遂行に関する長い経験と高い見識を有しており、取締役の業務執行について客観的な立場から監督していただくとともに、経営全般に対する助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。

6 武 内 秀 明 (1959年5月11日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

0株

1984年 4月 日揮株式会社入社
1994年 4月 東京弁護士会登録 清水直法律事務所入所
2001年 10月 松井・武内法律事務所開設 同パートナー
2005年 8月 武内法律事務所開設 同所長弁護士（現任）
2012年 9月 メディアスホールディングス株式会社社外監査役（現任）
2015年 6月 当社社外取締役（現任）

取締役会出席状況(出席率)

14回／14回
(100%)

(重要な兼職の状況)

在任年数

4年

武内法律事務所所長弁護士
メディアスホールディングス株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、取締役の業務執行について客観的な立場から監督していただくとともに、経営全般に対する助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1988年 2月 東急不動産地域サービス株式会社(現東急リバブル(株))入社
0株	1989年 2月 株式会社タケツエエステート入社
	1993年 10月 ウィル不動産販売(現(株)ウィル)創業
	1993年 11月 アサヒハウス株式会社取締役
取締役会出席状況(出席率)	1995年 6月 株式会社ウィル不動産販売(現(株)ウィル)設立 同社代表取締役社長
14回/14回	2008年 1月 株式会社リノウエスト取締役 (現任)
(100%)	2008年 1月 株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ取締役
	2011年 3月 株式会社ウィル空間デザイン代表取締役
	2013年 11月 株式会社遊取締役
在任年数	2014年 4月 株式会社ウィル取締役会長 (現任)
2年	2014年 7月 株式会社ウィルスタジオ取締役
	2017年 6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社ウィル取締役会長

社外取締役候補者とした理由

他社における会社経営の経験のほか、不動産関連の実務に関する長い経験と高い見識を有しており、取締役の業務執行について客観的な立場から監督していただくとともに、当社事業の全般に対する適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。

- ~~~~~
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 藤田進氏、武内秀明氏及び伊知地俊人氏はいずれも社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、藤田進氏、武内秀明氏及び伊知地俊人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を金300万円と会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。各氏が社外取締役に再任された場合には、当社は各氏との間で当該契約と同一の内容の契約をあらためて締結する予定であります。
 4. 当社は、当社が定めた後記の社外役員の独立性判断基準を充足する武内秀明氏及び伊知地俊人氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ており、両氏が社外取締役に再任された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

ご 参 考

1. 取締役候補者選定の方針と手続の概要

当社は、新規事業や海外展開を視野に入れて取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、次の事項を勘案して取締役候補者を選定することとしております。

(1) 業務執行取締役候補者について

誠実な人格、業務執行取締役として管掌部門の業務に精通した知識、他の役職員とのコミュニケーション能力、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識等を有すること。

(2) 社外取締役候補者について

誠実な人格、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点からの他社における豊富な経営経験もしくは法務、財務及び会計等に関する専門的な知識等の広範な経験や知識を有し、当該経験や知識から適切な意見表明や指導・監督を行う能力を有すること。

2. 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性判断基準」を定めております。

社外役員が、次の各号のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- (1) 現在及び過去に一度でも、当社または当社子会社の取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人となったことがある者
- (2) 当社を主要な取引先とする者（当社の取引先であって、直近事業年度における当社の当該取引先への支払額が、その者の直近事業年度に係る年間収入の2%相当額を超える者）またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人。以下同じ）
- (3) 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社の年間売上高の2%相当額を超える額を当社に対して支払った者）またはその業務執行者
- (4) 当社の主要な借入先（直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として記載されている者）またはその業務執行者

- (5) 当社から、役員報酬以外に、直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等（ただし、当該財産上の利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、直近事業年度において当該団体の年間収入の2%相当額を超える額の財産上の利益を当社から得ている場合に限り、当該団体に所属している者）
- (6) 当社の会計監査人である監査法人の社員等として当社の監査業務を担当する者
- (7) 当社から、直近事業年度において年間1,000万円を超える額の寄付を受けている者（ただし、当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属している者）
- (8) 社外役員の相互就任の関係にある他の会社の業務執行者
- (9) 当社の大株主（直近事業年度の末日において自己または他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者
- (10) 当社が総株主の議決権の10%以上を保有する者の業務執行者
- (11) 過去3年間のいずれかの時点において、上記（2）ないし（10）までのいずれかに掲げる法人等の業務執行者であった者
- (12) 上記（1）ないし（11）までのいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の配偶者または二親等以内の親族
- (13) 前各号に定める事項のほか、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以上

〔添付書類〕

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、全国各地に災害をもたらした大型台風や豪雨、地震災害などの影響や、米中の保護主義的な通商政策に基づく貿易摩擦及びEU諸国の政治動向などの影響による世界経済の下振れリスク、アジア・中東情勢の地政学リスクなど、景気の先行きは不透明な状況となっております。

建設業界におきましては、東京オリンピック・パラリンピック関連事業や企業収益の改善等を背景に、首都圏を中心とした公共投資や民間設備投資が堅調に推移しているものの、建設資材の価格上昇が鮮明になってきております。また建設業就業者の減少から、処遇改善だけでなく働き方改革による次世代の担い手育成や生産性の向上を目指した取り組みが足元の課題となっており、依然として予断を許さない経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社は受注拡大のため、従前から培ってきたコア事業である「商業施設」建築のノウハウや企画・提案力を生かし、店舗等の新築・内改装工事のほか訪日観光客の増加に伴うホテルの建設需要に対して積極的な受注活動を行ってまいりました。また、マンション建設、教育関連施設の建設、老年人口の増加による医療・介護施設の建設等、幅広い民間事業者の需要に加え、官公庁への受注活動にも取り組んでまいりました。

また、不動産事業の活性化の取り組みとして、大阪府大阪市（JR新大阪駅近）に、収益物件として新たにビジネスホテル（ホテル・アンドルームス新大阪）を保有し、賃貸を開始いたしました。

さらに、新規事業への取り組みとして、海外における市場開拓検討のために、堅調な経済成長を続けるベトナムにおいてハノイ事務所を開設し、市場調査を開始いたしました。

この結果、当期の業績につきましては、受注高は前期比9.8%増の1,005億5千8百万円となりました。売上高は前期比14.4%増の938億2千4百万円となり、その内訳は、建設事業が前期比14.5%増の932億4千3百万円、不動産事業が前期比0.6%増の5億8千1百万円であります。次期への繰越工事高は前期比11.9%増の688億4千8百万円となりました。

損益につきましては、完成工事高は増加しましたが、完成工事総利益が減少したことなどから、営業利益は前期比6.3%減の46億1千8百万円、経常利益は前期比7.3%減の45億9千万円となりました。また、固定資産売却益3百万円を特別利益に、固定資産売却損1千7百万円を特別損失に計上したことなどにより、当期純利益は前期比11.2%減の31億5千7百万円となりました。

以上のとおり、前期比では減益となりましたが、業績予想に対しては売上高、各利益ともに上回る結果となりました。

部門別の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建築工事	61,313	100,554	93,203	68,664
	土木工事	220	4	39	184
	計	61,533	100,558	93,243	68,848
不動産事業		—	—	581	—
合計		61,533	100,558	93,824	68,848

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 資金調達の状況

特記すべき新たな資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当期における重要な設備投資はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、短期的には東京オリンピック・パラリンピック関連事業や企業収益の改善等を背景に堅調に推移するものと見込まれます。ただし、慢性的な技能労働者不足や労務費及び資材・運搬費の上昇等が懸念され、施工管理・工事採算面におけるリスク管理の重要性がさらに増大するものと思われまます。

中・長期的には、オリンピック関連の建設需要一巡後の反動懸念や中国をはじめとしたアジア新興国の景気動向、米国及び欧州諸国の政策に関する不確実性等、国内景気の先行きに及ぼす影響には不透明感があり、今後も予断を許さない状況が続くものと思われまます。

このような中、当社は経営課題として「建設事業の売上高減少に備え、安定した収益基盤の構築」を掲げ、「差別化集中戦略による営業力強化」を図ることにより、「中期経営計画」の最終年度（2020年3月期）の経営目標である売上高840億円、営業利益37億5千万円、経常利益36億5千万円、ROE（自己資本利益率）10%以上の達成を目指してまいります。そのために、以下のような重点施策に取り組んでまいります。

① 技術提案力の強化（差別化・優位性）

- ・ 技術集団として、社会から信頼される品質・安全の提供や環境に配慮し、多様化するニーズに対して差別化、優位性を提案できる営業力を強化してまいります。
- ・ 今後利用の増加が見込まれるBIM（Building Information Modeling）の導入を実施いたします。また、省エネ設計による建築企画の提案や作業所のCO₂の削減等の取り組みを推進いたします。

② 建設事業は採算性と生産性を重視した取り組みを強化

- ・ 建物用途別の売上構成は商業施設7割、マンション他で3割を基本とします。また潜在需要の見込める内装・改造・リニューアル工事への取り組みも推進してまいります。
- ・ 耐震建築や建物のライフサイクルコスト等、社会からのニーズへの対応力の向上や環境マネジメントシステムの導入を機として地球環境に配慮した事業活動を推進してまいります。

- ③ 不動産事業の活性化
- ・保有資産の立地や用途等の資産構成の見直しを実施いたします。建設事業の収益を補完するための不動産開発投資による事業計画の検討も継続的に進めてまいります。
- ④ 新規事業への取り組み ～新たな成長基盤を構築～
- ・持続的な発展のため、将来の成長基盤となる事業分野を多面的に検討いたします。当面は建築工事の周辺分野を軸に、M&A等を活用した取り組みを検討いたします。
 - ・新たな市場開拓として、海外での建設事業を、中長期的視野にて取り組みます。
- ⑤ マネジメント力の向上（人材育成、コンプライアンス遵守 等）
- ・人材育成のための各種研修やICT（情報通信技術）等を活用したマネジメントツールを導入し管理レベルの向上に努めてまいります。
 - ・「働き方改革」をさらに推進いたします。（長時間労働の是正、適切な休日の取得 等）
 - ・BCP（事業継続計画）の一環として、国土交通省の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている「災害時事業継続計画書」に基づき、災害時の対応を体系的に整備し、平常時よりその運用訓練を継続して実施することなどにより、大規模災害発生時等に備えてまいります。
 - ・複雑化する経済社会の中での事業活動による予測しがたい事象に対して、的確に判断できる現場力を磨いてまいります。

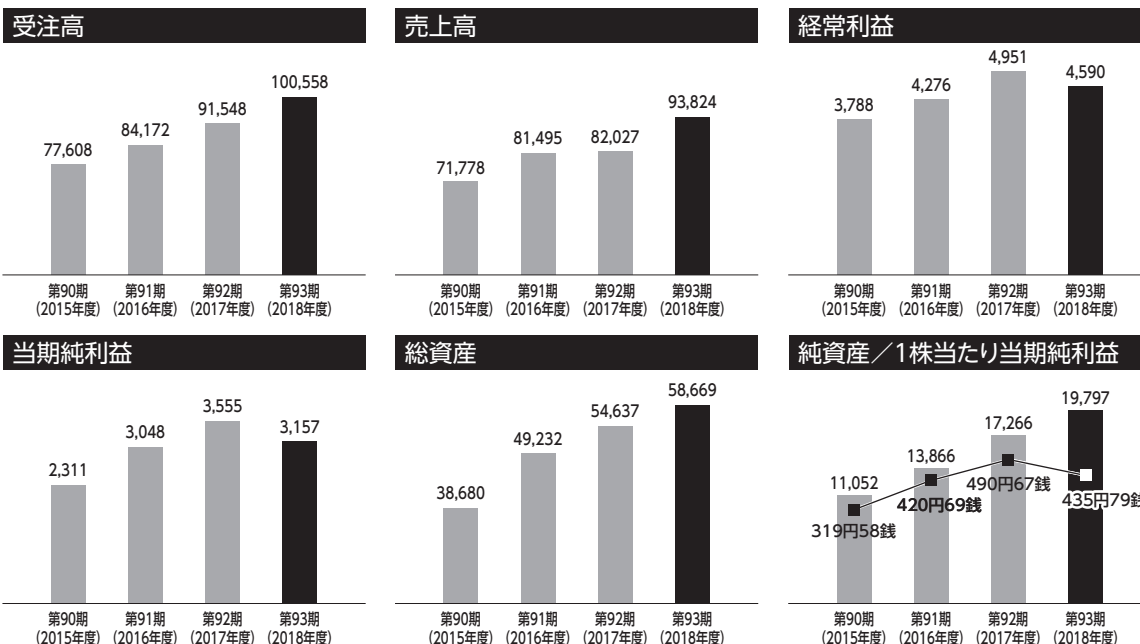
(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第90期 (2015年度)	第91期 (2016年度)	第92期 (2017年度)	第93期 (当期) (2018年度)
受 注 高	77,608	84,172	91,548	100,558
売 上 高	71,778	81,495	82,027	93,824
経 常 利 益	3,788	4,276	4,951	4,590
当 期 純 利 益	2,311	3,048	3,555	3,157
1株当たり当期純利益	319円58銭	420円69銭	490円67銭	435円79銭
総 資 産	38,680	49,232	54,637	58,669
純 資 産	11,052	13,866	17,266	19,797

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第90期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

建設業法による特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、建築・土木・内装仕上工事等の建設事業並びにショッピングセンターやビジネスホテルの賃貸事業等の不動産事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

区 分	事 業 所 名	所 在 地
建 設 事 業	東 京 支 店	東 京 都 港 区
	関 西 支 店	大 阪 府 大 阪 市
	福 岡 支 店	福 岡 県 福 岡 市
	札 幌 支 店	北 海 道 札 幌 市
	仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
	広 島 営 業 所	広 島 県 広 島 市
不 動 産 事 業	沖 縄 営 業 所	沖 縄 県 那 覇 市
	赤とんぼ広場ショッピングセンター	兵 庫 県 た つ の 市
	ワ オ シ テ ィ 三 郷	埼 玉 県 三 郷 市

(注) 2019年4月1日付で福岡支店から九州支店に名称を変更しております。

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
624名	9名増	42.8歳	15.9年

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,562
株式会社三菱UFJ銀行	830
株式会社東日本銀行	334

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 22,240,000株

(2) 発行済株式の総数 7,268,400株

(注) 発行済株式総数には自己株式数23,618株を含んでおります。

(3) 株 主 数 3,180名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 マ ル ハ ン	2,342,800	32.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	406,600	5.61
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	291,513	4.02
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	253,578	3.50
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	199,200	2.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	184,900	2.55
全 国 一 栄 会 持 株 会	164,900	2.27
BBH LUX/DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV-DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	150,000	2.07
森 治	121,200	1.67
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	118,400	1.63

(注) 1. 持株比率は各株主の持株数の自己株式を除く発行済株式の総数に対する比率を記載しており、パーセントの数値は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2. 全国一栄会持株会は当社の取引先企業で構成されている持株会であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権の状況（2019年3月31日現在）

- ①新株予約権の数 210個
- ②目的となる株式の種類及び数 普通株式 42,000株（新株予約権1個につき200株）
- ③当社役員の保有する新株予約権の区分別の内容の概要

	回次	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第4回	1円	自 2005年6月30日 至 2025年6月29日	10個	1名
	第5回	1円	自 2007年2月1日 至 2027年1月15日	10個	1名
	第6回	1円	自 2008年6月25日 至 2027年6月28日	10個	1名
	第7回	1円	自 2009年6月25日 至 2028年6月27日	10個	1名
	第8回	1円	自 2010年6月25日 至 2029年6月26日	10個	1名
	第9回	1円	自 2011年6月27日 至 2030年6月29日	10個	1名
	第10回	1円	自 2012年6月25日 至 2031年6月29日	10個	1名
	第11回	1円	自 2013年6月24日 至 2032年6月28日	10個	1名
	第12回	1円	自 2014年6月23日 至 2033年6月27日	10個	1名
	第13回	1円	自 2015年6月25日 至 2034年6月27日	20個	2名
	第14回	1円	自 2016年6月23日 至 2035年6月26日	50個	4名
	第15回	1円	自 2017年6月26日 至 2036年6月28日	50個	4名
社外取締役	該当する事項はありません。				
監査役	該当する事項はありません。				

(2) 当事業年度中に当社役員以外の者に交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当等	重要な兼職の状況
長谷川 博之	代表取締役社長（社長執行役員）	
古川 仁一	取締役（専務執行役員） 事業本部長	
吉田 稔	取締役（常務執行役員） 技術本部長	
西出 英雄	取締役（常務執行役員） 管理本部長	
藤田 進	取締役（社外取締役）	株式会社マルハン取締役上席執行役員経営企画本部長
武内 秀明	取締役（社外取締役）	武内法律事務所所長弁護士 メディアスホールディングス株式会社社外監査役
伊知地 俊人	取締役（社外取締役）	株式会社ウィル取締役会長
渡辺 直之	常勤監査役	
西村 正明	監査役（社外監査役）	
吉識 至孝	監査役（社外監査役）	株式会社マルハン常勤監査役
小川 真人	監査役（社外監査役）	A C Eコンサルティング株式会社代表取締役 株式会社リョーサン社外取締役監査等委員

- (注) 1. 「地位及び担当等」及び「重要な兼職の状況」は2019年3月31日現在で記載しております。
2. 常勤監査役渡辺直之氏は当社において長期間にわたり経理業務を担当した経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役西村正明氏は複数の会社において財務・経理業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役吉識至孝氏は他社の内部監査部門における長期間にわたる監査経験に加えて他社の常勤監査役としての経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役小川真人氏は公認会計士として長期間にわたり会計監査及び会計・財務コンサルティングに従事した経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、当社が定めた社外役員の独立性判断基準（11頁及び12頁を参照）を充足する取締役武内秀明氏、取締役伊知地俊人氏、監査役西村正明氏及び監査役小川真人氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

①役員報酬の決定方針

当社の取締役の報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、社外取締役を含む取締役の協議により決定した報酬に関する基本的な考え方及び算定基準に基づき、当社の業績や経済情勢等を勘案したうえで、株主総会において承認された取締役の報酬総額の範囲内で、取締役会において決定することとしております。

また、監査役の報酬については、株主総会において承認された監査役の報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。

②役員報酬の構成

業務執行取締役の報酬は、固定部分と業績と連動する変動部分により構成される報酬のほか、中期の業績向上を目的とした株式報酬型ストックオプションにより構成しております。

また、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬としております。

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	6名	156百万円
監 査 役	3名	22百万円
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	178百万円 (21百万円)

(注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役3名)ですが、そのうち、社外取締役1名及び社外監査役1名は無報酬であります。

2. 役員報酬限度額は、2008年6月27日開催の第82回定時株主総会で、次のとおり決議されております。ただし、この金額には使用人分の給与（賞与を含む）相当額は含まれないこととなっております。
- | | | |
|-----|----|--------|
| 取締役 | 年額 | 270百万円 |
| 監査役 | 年額 | 40百万円 |
3. 2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、前項の報酬限度額とは別枠で、各事業年度に係る定時株主総会から1年以内に取締役割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の上限を30百万円とする旨、決議されております。
4. 上記の表に記載した報酬等のほかに当事業年度において支払い、または支払う見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等は、ありません。

(4) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	藤田 進	14回開催された取締役会のうち13回に出席し、主に経営戦略の立案・遂行に関する長い経験に基づく経営者としての視点から発言しております。
社外取締役	武内 秀明	14回開催された取締役会のすべてに出席し、主に経験豊富な法律の専門家としての視点から発言しております。
社外取締役	伊知地 俊人	14回開催された取締役会のすべてに出席し、主に他社における経営者としての経験に基づく視点から発言しております。
社外監査役	西村 正明	14回開催された取締役会及び14回開催された監査役会のすべてに出席し、主に他社における経営者としての経験並びに財務・経理部門における経験に基づく視点から発言しております。
社外監査役	吉識 至孝	14回開催された取締役会及び14回開催された監査役会のうち、それぞれ13回に出席し、主に他社の内部監査部門における監査経験及び常勤監査役としての経験に基づく視点から発言しております。
社外監査役	小川 真人	14回開催された取締役会及び14回開催された監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士としての豊富な経験に基づく視点から発言しております。

②社外役員の重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

- イ. 社外取締役藤田進氏が取締役上席執行役員経営企画本部長を兼任している株式会社マルハンは、議決権比率にして32.44%に相当する当社株式を保有しており、当社は同社の関連会社であります。また、当社と同社の間には建設工事の取引関係があります。
- ロ. 社外取締役武内秀明氏が所長弁護士を兼任している武内法律事務所及び同氏が社外監査役を兼任しているメディアスホールディングス株式会社と当社の間には、資本関係や取引関係を含め、何ら関係はありません。
- ハ. 社外取締役伊知地俊人氏が取締役会長を兼任している株式会社ウィルと当社の間には、資本関係や取引関係を含め、何ら関係はありません。
- ニ. 社外監査役小川真人氏が代表取締役を兼任しているACEコンサルティング株式会社及び同氏が社外取締役監査等委員を兼任している株式会社リョーサンと当社の間には、資本関係や取引関係を含め、何ら関係はありません。

③次の項目には社外役員全員につき該当する事項はありません。

- イ. 当社または当社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
- ロ. 「当事業年度における主な活動状況」のうち、「社外役員の意見により変更された事業方針等」及び「不当または不正な業務執行（重要でないものを除く）が行われたときの予防行為及び発生後の対応行為」
- ハ. 当社の親会社または当該親会社（親会社がない場合は当社）の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人からの監査計画の聴取や社内関係部署から提供された参考資料を通じて、会計監査人の監査計画の内容並びに監査時間、人員計画の相当性などを確認するとともに、過年度の報酬額とその算出根拠並びに同規模の同業他社の事例等を参考とするなどして協議の結果、当期の会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行ったものであります。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、原則として、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当する場合、もしくは会社法、公認会計士法等の法令違反により懲戒処分等、監督官庁から重大な処分を受けた場合には、これを解任する決議を行うほか、監査品質の状況、監査品質確保の体制、監査人の独立性確保の体制等、監査の適正性を確保するための諸要素を総合的に勘案して、会計監査人がその任務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案を株主総会に提出することを決議するものとします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制につき、次のとおり決議しております。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「コンプライアンスに係る基本指針」を定め、全役職員に対して企業活動におけるコンプライアンス意識の向上とその重要性について継続して教育・指導を行い、法令違反、定款違反等の不正をおこさせない企業風土を醸成する。そのために、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置し、全役職員に対する教育・指導を主導する等の委員会活動を通じて、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。また、内部監査部門による内部監査及び内部通報制度等を通じて、法令及び定款に違反する行為等を早期に発見・是正する体制を構築する。
 - ・市民社会の秩序や安全に影響を与えるような反社会的勢力や団体との関係は断固拒絶し、これらに関係する企業、団体、個人とは一切取引を行わないものとする。また、関係行政機関や諸団体等を通じて反社会的勢力の情報を収集するとともに、講習会、セミナー等を通じて従業員への周知徹底を図る。
 - ・財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守するとともに、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を行う体制の更なる整備に努める。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 「文書管理規定」を遵守し、取締役の職務の執行状況を適切に記録、保存、管理し、取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- ③損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - 予想されるリスクに対してその回避、軽減及び対処方法等について適切な管理体制を整えるものとする。また、不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止と損失を最小限に止めるため、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置のうえ、迅速に対応する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
達成すべき全社的目標・計画を取締役及び従業員が認識し、これらの目標を達成するために取締役並びに各担当者の業務範囲や責任範囲、決裁権限等を明確にし、ITシステムを活用した情報の共有化を図るとともに業務効率を改善する。また、目標達成に向けて常に業務の進捗確認を行い、目標達成の確度を上げる。
- ⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
現在、当社に子会社は存在しないが、将来において当社を中心とする企業集団を形成した場合には、当社は主管部門を設置して、子会社に対して当社と整合性をもった各種規定・制度の整備・運用を行うよう指導し、当社の取締役会及び主管部門は子会社の重要案件の取扱いや業務執行状況等について定期的に報告を求め、子会社を適正に管理・監督する。
また、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施するとともに、当社の内部通報制度を子会社の役職員も利用できる体制とする。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する組織または人員を配置し、監査業務の補助を行うものとする。当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の職務補助業務を優先するものとする。また、当該職務補助者の人事異動については監査役の意見を尊重し、決定するものとし、人事評価については監査役が行うものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、全社的に重大な影響を及ぼす事項または及ぼす恐れのある事項については監査役に速やかに報告するものとする。
 - ・監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して業務執行状況の報告を求めることができ、監査役から報告を求められた者は速やかに報告するものとする。

- ⑧監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう、「内部通報規定」の通報者と同様に保護措置を講じるものとする。
- ⑨監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社に対して監査役がその職務の執行について生ずる費用を請求した場合には、当社はその費用を負担するものとする。
- ⑩その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役社長は、監査役との定期的な会合を実施するとともに、監査役に対して適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図るものとする。
 - ・内部監査部門は、内部監査の結果等を定期的に監査役会に報告する等、監査役との連携を図るものとする。
 - ・監査役は、関係部署と連携を図りながら随時情報交換を行い、必要に応じて社内の会議体に出席できるものとする。

(2) 取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①重要な会議の開催状況

当事業年度における主な重要会議の開催状況は、次のとおりであります。

- ・取締役会は14回開催され、社外取締役を含む取締役のほか、社外監査役を含む監査役が出席し、経営方針、経営戦略等の経営上の重要事項を中心に審議・決定いたしました。
- ・経営会議は12回開催され、社外取締役を含む取締役が出席したほか、常勤監査役がオブザーバーとして出席し、業務執行上の重要事項を審議・決定いたしました。
- ・代表取締役社長を委員長、業務執行取締役を委員、外部の弁護士をアドバイザーとするコンプライアンス推進委員会は6回開催され、活動計画に基づき、コンプライアンスの取組みの推進・主導活動のほか、コーポレートガバナンスや内部統制に係る課題の把握とその対応策の検討を行いました。

②監査役の職務の執行

- ・ 監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い監査を行うとともに、取締役会、経営会議等の重要な会議に常時出席し、必要に応じて取締役及び使用人に対して監査に必要な事項の報告を求めました。
- ・ 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施いたしました。
- ・ 監査役会は、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合を実施いたしました。

③内部監査の実施状況

内部監査部門は、監査計画に基づき、各部門を対象とする内部監査及び一定規模以上の工事作業所を対象とする作業所監査を実施いたしました。なお、内部監査部門は、これらの監査結果を直接代表取締役社長に報告するとともに、監査役会とも監査結果を共有することにより連携を図っております。

④財務報告に係る内部統制

内部統制全般の統轄部門である内部監査部門は、内部統制システムを円滑に推進するため、会計監査人と調整を図りながら内部統制システムの更なる整備・向上に取り組むとともに、あらかじめ定められた手順に従い、当社の全社統制、業務プロセス統制、IT統制、決算・財務報告プロセス統制の整備と運用状況を適正に評価いたしております。

⑤コンプライアンス意識の醸成

コンプライアンス研修の機会等を通じて、企業活動におけるコンプライアンスの重要性につき、継続して教育・指導を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

ご参考

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社が、経営理念等の実現に向けた事業活動を通じて、企業価値を高め持続的な発展を遂げるためには、株主・投資家をはじめとした様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させることが必要不可欠であります。

そのためには、効果的なコーポレートガバナンス体制を構築し、維持・向上させることが重要な経営課題の一つであると考えており、当社は次の基本方針に沿って、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

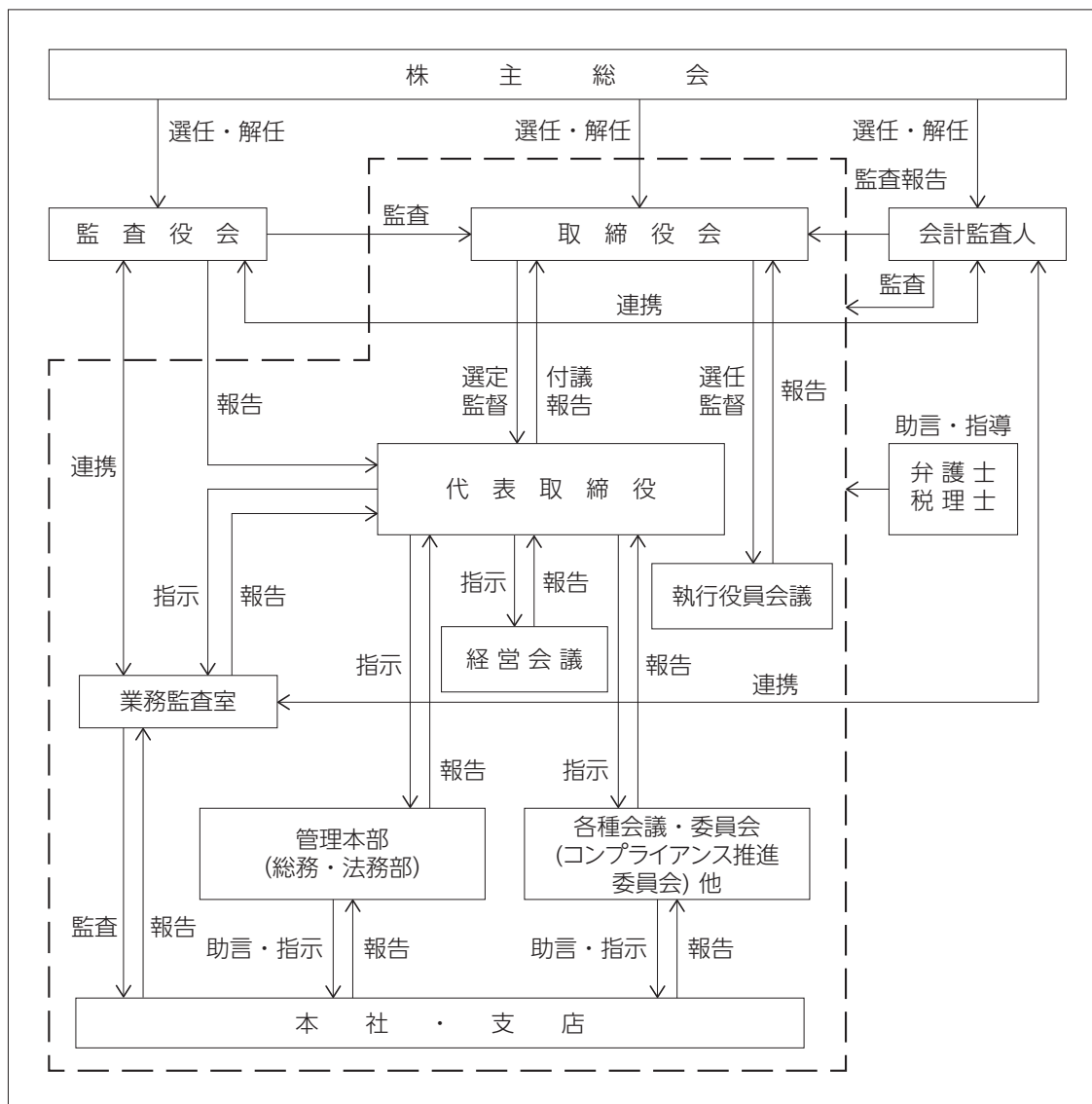
<コーポレートガバナンスに係る基本方針>

- ①株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性の確保に努めます。
- ②株主以外のステークホルダーの権利・立場を考慮し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③適切な会社情報の開示と透明性の確保に努めます。
- ④取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督機能の発揮に努めます。
- ⑤株主との建設的な対話に努めます。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の詳細や「コーポレートガバナンスに係るガイドライン」は、当社ホームページに掲載しております。

<http://www.ichiken.co.jp/company/policy/governance>

<コーポレートガバナンス体制（概念図）>



貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(53,412)	流動負債	(35,213)
現金預金	11,762	支払手形	14,530
受取手形	4,339	工事未払金	14,946
完成工事未収入金	32,312	短期借入金	1,462
リース投資資産	1,350	リース債	4
未成工事支出金	1,384	未払金	248
未収入金	69	未払法人税等	809
未収消費税等	1,673	未成工事受入金	2,067
その他の	527	完成工事補償引当金	249
貸倒引当金	△ 7	工事損失引当金	191
固定資産	(5,256)	賞与引当金	429
有形固定資産	2,096	その他の	275
建物・構築物	460	固定負債	(3,657)
機械・運搬具	6	長期借入金	1,915
工具器具・備品	146	リース債	6
土地	1,426	退職給付引当金	1,358
リース資産	10	長期未払金	9
建設仮勘定	46	長期預り金	368
無形固定資産	214	負債合計	38,871
投資その他の資産	2,945	純資産の部	
投資有価証券	1,576	株主資本	(19,265)
破産更生債権等	132	資本金	4,321
繰延税金資産	785	資本剰余金	206
長期差入保証金	519	資本準備金	206
その他の	63	利益剰余金	14,761
貸倒引当金	△ 132	利益準備金	309
		その他利益剰余金	14,451
		繰越利益剰余金	14,451
		自己株式	△ 24
		評価・換算差額等	(494)
		その他有価証券評価差額金	494
		新株予約権	(38)
資産合計	58,669	純資産合計	19,797
		負債純資産合計	58,669

損益計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	93,243	
不 動 産 事 業 売 上 高	581	93,824
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	86,160	
不 動 産 事 業 売 上 原 価	560	86,721
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	7,082	
不 動 産 事 業 総 利 益	20	7,103
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,484
営 業 利 益		4,618
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	20	
貸 倒 引 当 金 戻 入	3	
そ の 他	12	37
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46	
手 形 売 却 損	9	
そ の 他	9	65
経 常 利 益		4,590
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3	7
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	17	
固 定 資 産 除 却 損	9	26
税 引 前 当 期 純 利 益		4,570
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,355	
法 人 税 等 調 整 額	58	1,413
当 期 純 利 益		3,157

株主資本等変動計算書

(自 2018年 4月 1日)
(至 2019年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	4,321	206	206	251	11,932	12,183
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立				57	△ 57	－
剰余金の配当					△ 579	△ 579
当 期 純 利 益					3,157	3,157
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計				57	2,519	2,577
当 期 末 残 高	4,321	206	206	309	14,451	14,761

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 24	16,687	540	540	38	17,266
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立		－				－
剰余金の配当		△ 579				△ 579
当 期 純 利 益		3,157				3,157
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 45	△ 45		△ 45
当 期 変 動 額 合 計	△ 0	2,577	△ 45	△ 45		2,531
当 期 末 残 高	△ 24	19,265	494	494	38	19,797

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社 イ チ ケ ン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 嘉 之 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 菊 地 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イチケンの2018年4月1日から2019年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については、有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

株式会社イチケン 監査役会

常 勤 監 査 役 渡 辺 直 之 ㊟

監査役（社外監査役）西 村 正 明 ㊟

監査役（社外監査役）吉 識 至 孝 ㊟

監査役（社外監査役）小 川 真 人 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 別館2階「ローズルーム」



[交通] 電車のご利用案内

JR・モノレール浜松町駅（北口）より徒歩8分
都営地下鉄三田線御成門駅（A2出口）より徒歩2分
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（A6出口）より徒歩4分



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

